

**(再被害からまもられる権利)**

犯罪被害者は、再被害の脅威からまもられるべきである。

**(平穏かつ安全に生活する権利)**

犯罪被害者は被害を受けたことからおこるプライバシーの侵害からまもられ、平穏かつ安全な生活を保障されるべきである。

全国被害者支援ネットワークでは、犯罪被害者等の支援活動を行う団体等の連携と相互協力を通じて、犯罪被害者等に対する支援事業を効果的に推進するため、加盟団体の被害者支援員の研修等を行うほか、毎年、全国犯罪被害者支援フォーラムを開催し、社会全体で犯罪被害者等を支援する意識の高揚を図っています。

**全国犯罪被害者支援フォーラム**



提供：全国被害者支援ネットワーク

また、全国被害者支援ネットワークでは、中古本のリユースにより寄付を受ける「ホンデリング・プロジェクト」や寄付型自動販売機の設置事業等を行い、寄付を募っています（詳しくは…URL <http://www.nnvs.org/>）。

全国被害者支援ネットワークは、平成22年11月に認定特定非営利活動法人の認定を受けており、寄付者に対する税制上の優遇措置があります。

○ **加盟団体**

全国被害者支援ネットワークの加盟団体数は、平成27年4月1日現在、47都道府県48団体となっており、そのうち46団体が犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています（加盟団体については、P255資料11参照）。

各団体が、地域の実情に応じて、犯罪被害者支援のための取組を進めています。

**ホンデリング**



提供：全国被害者支援ネットワーク

**寄付型自動販売機・犯罪被害者支援募金箱**



提供：全国被害者支援ネットワーク

**2 被害者支援連絡協議会の活動**

被害者支援連絡協議会には多様な関係機関・団体が参加し、地域における犯罪被害者支援のために重要な役割を担っている。

都道府県主管課、都道府県警察、地方検察庁(オブザーバーとして参加の場合も含む。),

犯罪被害者支援団体、日本司法支援センター地方事務所及び暴力追放運動推進センターは、全ての都道府県で被害者支援連絡協議会に参加している。また、婦人相談所・男女共同参画センター・女性相談センター、児童相

談所，精神保健福祉センター，保護観察所，地方運輸局，臨床心理士会，弁護士会及び医師会・歯科医師会，婦人科医会等も，多くの都道府県で参画している。

犯罪被害者支援に関係する多様な機関・団体が被害者支援連絡協議会に参加し，事例検討や意見交換，活動報告等を通じてネットワークを強化することで，犯罪被害者等が直面する様々な問題について，途切れない支援

を実現することが期待できる。

さらに，一部の被害者支援連絡協議会では，性犯罪や交通事故など被害の類型等に着眼した分科会を設け，当該分野におけるより充実した犯罪被害者支援のための連携を図っている。

被害者支援連絡協議会の具体的な取組については，以下コラム3参照。

### コラム3

#### 地方公共団体における取組（鳥取県） 鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催について

鳥取県では，社会全体で被害者を支え，被害者も加害者も出さない社会作りを進めていくため，「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会総会」を毎年開催しています。

鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）は，知事部局，県警，地方検察庁，保護観察所，県弁護士会，県医師会，県生命保険協会等32機関で組織し，被害者及びその遺族等の現状を踏まえ，関係機関・団体による緊密な連携と相互協力によって，被害者等の支援，被害の回復・軽減，再発防止活動等を被害者等の立場に立って推進することを目的として開催し，被害者支援に係る制度についての情報提供等を行っています。

協議会においては，被害者の現状や問題，抱える悩みを理解するため，犯罪被害者遺族等による講演を実施するとともに，想定事例に基づいて各機関が実施可能な支援施策について発表・検討を行っています。

平成26年度は交通死亡事故を想定した事例に基づき，どのような支援が可能なのか，どのような支援が必要とされるのかなどについて各々の対応を確認しました。関係機関からは，各種機関における相談窓口，児童生徒の自立支援サポート事業（高度に専門的な知識・経験を有するスーパーバイザー<sup>※</sup>）の活用，スクールソーシャルワーカーによる支援，経済的支援としての児童扶養手当，母子寡婦福祉資金貸付の教示，被害回復・軽減を図るための法制度に関する情報提供等，活発な対応施策が発表され，それぞれの関係機関における対応とともに，連携の重要性を再認識する会議となりました。



会長挨拶の状況



総会の開催状況

※ スーパーバイザー～臨床心理士，医師，社会福祉士